

## 富田林市要綱第8号

### 富田林市増進型地域福祉プラットフォーム設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）第4条及び社会福祉法（昭和26年法律第45条）第106条の3の規定による包括的な支援体制の整備を図るため、富田林市増進型地域福祉プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

#### (活動内容)

第2条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民等の地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を推進するため、身近な気づきを増やし、支援関係機関への情報提供及び支援につなぐ等の分野横断的な連携強化に関する活動
- (2) 先進的な取組等の情報共有のほか、地域全体での孤独・孤立対策に関する機運醸成及び理解促進並びに予防の観点も取り入れた地域住民等への啓発活動
- (3) 地域のさまざまな資源を活かして、見守り・交流の場、居場所の確保等の多様なつながりを創出するための活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

#### (組織)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる団体等の構成により組織する。

- (1) 行政機関の各部署
- (2) 市民団体
- (3) 地域組織
- (4) 民間企業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

#### (プラットフォームへの参画)

第4条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等が市長に対して、別に定める方法により申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込みがあった場合において、申込内容が次に該当するかの審査を経て相当と認めるときは、当該団体等のプラットフォームへの参画を認めるものとする。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は今後行おうとしている団体等であること。

- (2) 地域貢献及び地域生活課題の解決に関心のある団体等であること。
- (3) 行政・福祉団体、企業等との連携に関心のある団体等であること。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと。

(プラットフォームへの参画の終了)

第5条 団体等は、市長に退会届を提出することにより、プラットフォームへの参画を終了することができる。

2 市長は、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- (1) 1年以上団体等と連絡がとれないとき。
- (2) この要綱に違反し、又はプラットフォームの信用を著しく害したとき。
- (3) 団体等が解散し、又は営業を停止したとき。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プラットフォームの運営に当たり、重大な支障が生じると認められたとき。

(守秘義務)

第6条 プラットフォームに参画する団体等の構成員その他の関係者は、正当な理由なく、プラットフォームの活動に当たり、知り得た秘密を漏らしてはならない。プラットフォームへの参画の終了後も、同様とする。

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務局は、地域福祉担当課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。